

委任状

※ 委任状は、委任者本人（たのむ方）が全ての項目を書いてください。

山形県舟形町長 あて

【代理人】（窓口に来る方）

住所

氏名 _____ 生年月日 明・大・昭・平・令 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者からみた関係 _____ 連絡先 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

【委任内容】

どなたの証明書を何通必要ですか？ 氏名 _____ 通数 _____ 通

◆委任する事項の□に✓印を付けてください。

- 住民異動の届出（転入・転出・転居等）
- 住民票の写し（世帯全員、世帯一部）
- 住民票の除票の写し
- 住民記載事項証明書
- 個人番号（マイナンバー手続き）
- 戸籍謄抄本（全部事項、個人事項）※
- 身分証明書 ※
- 除籍・改製原戸籍謄抄本 ※
- 戸籍附票・除附票謄抄本 ※
- 届出受理証明書 ※
- 戸籍記載事項証明書 ※
- その他（ _____ ）

⇒

住民票関係

⇒

- 本籍・筆頭者入り
- 世帯主・続柄入り
- 個人番号入り
- 住民票コード入り

（注意）

個人番号入り、住民票コード入りは委任者の住所宛に郵送扱いとなります。
封筒と切手をご用意ください。

※を請求の場合、必要な証明書の本籍・筆頭者をご記入ください。

（記載内容に間違いがある場合は交付できませんのでご注意ください）

本籍 舟形町 _____ 筆頭者 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 作成

【委任者】（たのむ方）

住所

氏名 _____ 生年月日 明・大・昭・平・令 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、上記のことを委任することで生ずる責任は私が負うこととし、貴職にご迷惑をおかけいたしません。

注意事項

委任状は委任者が仕事等の都合でどうしても窓口に来ることができないときに利用できます。委任者本人が記入していない場合、又は、その他疑義がある場合は委任状として認められません。（委任事項の虚や偽り等が発覚した場合は刑法により罰せられる場合があります。）この委任状の有効期限は上記の委任した日から3か月以内です。委任状に不備がある場合は、交付をお断りすることがあります。